

大阪医科薬科大学 大学院看護学研究科入学金免除規程

(平成27年12月11日施行)

(趣 旨)

第1条 この規程は、大阪医科薬科大学大学院看護学研究科規程第9条第5項に基づき、大阪医科薬科大学大学院看護学研究科（以下、「本研究科」という。）の入学金免除の取り扱いについて定める。

(対 象)

第2条 本規程の対象は、本研究科に入学する者とし、かつ、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本研究科博士前期課程を修了した者又は修了見込みの者
- (2) 本学学部を卒業した者又は卒業見込みの者

(免除額)

第3条 入学金の免除額は、前条第1号に該当する者は全額免除、前条第2号に該当する者は半額免除とする。

(免除決定)

第4条 入学金免除に関することは、本研究科大学院委員会の議を経て、本研究科教授会において対象者の推薦を行い学長に報告し、学長が決定する。

(申請方法)

第5条 入学金免除を申請するものは、出願期間中に本学が定める所定の様式（別紙1）若しくは（別紙2）を提出する。

(所 管)

第6条 この規程に関する事務は、学務部看護学事務課が行う。

(補 則)

第7条 この規程のほか、施行に係る必要な事項は、必要に応じて別に定める。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、大学院委員会、本研究科教授会及び法人運営会議の議を経て、理事長が行う。

附 則

この規程は、平成27年12月11日から施行する。

附 則

この改正は、平成30年5月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和3年6月3日から施行する。

附 則

この改正は、令和3年11月18日から施行する。

附 則

この改正は、令和4年1月28日から施行する。

【別紙 1】

大阪医科薬科大学大学院看護学研究科
博士後期課程 入学金免除申請用紙

氏 名	
博士前期課程（修士） 領 域	
研究指導教員	
修了（予定）年月	
そ の 他 事 項	

以 上

※本研究科博士前期課程を修了した者又は修了見込みの者が対象。

【別紙 2】

大阪医科薬科大学大学院看護学研究科
入学金半額免除 申請用紙

氏 名	
志望課程 領 域	博士（前期・後期）課程
研究指導教員	
卒業（予定）年月	
そ の 他 事 項	

以 上

※本学学部を卒業した者又は卒業見込みの者が対象。ただし、本学学部を卒業後、本研究科博士前期課程を修了し、博士後期課程に進学する者は（別紙 1）を提出すること。